

変更認定申請

手数料額計算書
 （都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （該当する□に \blacktriangleright を記入してください。） 複合建築物の住宅部分
 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画書の評価方法 住宅部分：
 （該当する□に \blacktriangleright を記入してください。） 誘導仕様基準 仕様・計算併用法
 標準計算法
- 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する□に \blacktriangleright を記入してください。）		適合証がある場合	適合証がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積	m ²	円
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物の申請の場合	住宅部分の床面積の合計	m ²	円
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	円

合計 _____ 円

（注意）

- 1 手数料額の計算は、杉並区事務手数料条例別表第1により行う。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に杉並区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。